

## 第116回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成29年11月21日（火）9:30～10:30

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

**【委 員】**

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、  
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

**【審議協力者】**

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

**【事務局（総務省）】**

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）について
- (2) 詮問第109号「住宅・土地統計調査の変更について」
- (3) 詮問第110号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事概要

(1) 平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）について

平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）については、横断的課題検討部会で審議されるため、同日に予定されている同部会で、詳しい説明がされることとなった。

(2) 詮問第109号「住宅・土地統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料2-1、2-2に基づき、説明が行われ、審議は

人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・空き家等の現状把握については、地方自治体においても重要な課題となっている。また、政府においても、所有者不明土地の問題も懸案となっている。部会審議に当たっては、地方自治体における空き家等の状況も勘案しつつ、検討していただきたい。今回の調査計画案は、全体として地方自治体の事務負担の軽減に配慮していただいており、感謝したい。
- ・住居のモビリティは重要な政策上の課題であることから、現時点において利活用ニーズがないことをもって、「前住居の所在地」を削除することは疑問である。将来的に利活用ニーズが生じることもあるので、その点も踏まえて検討してほしい。集合住宅等における調査員事務の管理会社等への委託については、コスト削減につながることから、調査方法として可能であることを明確に記載した方が良い。空き家等については、重要な政策課題であり、様々な動きがあることから、情報交換を密にして整理していただきたい。また、将来的にG I S（地理情報システム）などを利用することにより、我が国の土地の全体像を把握することができないか検討してほしい。

#### （3） 質問第110号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

厚生労働省から資料3に基づき、説明が行われ、審議は匿名データ部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・都道府県別の情報を付与した匿名データ作成は難しいとのことだが、もっと粗い地域での作成について検討してほしい。

#### （4） 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料4-1、4-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

#### （5） 部会の審議状況について

##### 《産業統計部会報告》

川崎産業統計部会長から資料5-1に基づき、薬事工業生産動態統計調査の変更に係る部会（第69回）の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・調査の名称については、質問された事項ではないが、状況の変化に応じて、見直すべき事情があるのであれば、前向きに検討してはどうか。

### 《サービス統計・企業統計部会報告》

当日欠席の西郷サービス統計・企業統計部会長、宮川部会長代理に代わり山澤統計委員会担当室長が、資料5-2に基づき、法人土地・建物基本調査の変更に係る部会（第75回）の審議状況について報告した。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 土地に関する統計の整備は非常に重要であるが、我が国の土地及び建物に関する全般的な把握は必ずしもできていない。これを解決するためには、G I S（地理情報システム）や土地登記簿の情報等の利用も重要な課題となろう。今後の方向性を、住宅・土地統計調査と法人土地・建物基本調査を合わせて検討していただきたい。また、現在、作成している企業のパネルデータだけではなく、土地のパネルデータが重要であり、G I S等の利用ともつながってくるので検討していただきたい。
- ・ 土地基本調査は、法人土地・建物基本調査と住宅・土地統計調査の結果を集計・加工したものであるが、これにより把握できている土地の面積は我が国の国土面積の半分に満たない。このほか、国有地が相当あるにしても規模感がわかりにくく、今後、土地関係の統計情報のより正確な把握に向けて工夫をしていただきたい。また、この点は統計調査だけでできるものではないので、他の行政記録情報との整合性についても検討していただきたい。
- ・ 全国市長会でも、近年、土地に関する課題を多角的に検討することを進めている。また、所有者不明土地の問題は、土地計画やまちづくりを進めていく上で課題となっている。その背景には、相続の際に相続人が着実に登記をされていないこともあります。今後の適切な手続の環境作りのためにも、このような調査は重要である。また、近年、外国人による我が国の土地所有の増加が、国や地方公共団体の政策に影響することも考えられるので、今後の調査の実施は非常に意義があるものと考える。
- ・ 土地基本調査という名称ながら、悉皆調査ではないことから、定義を含めてきちんと考へる必要がある。また、基本調査で国土面積の半分程度しか把握できていないのも課題である。残りの部会審議の中で国土交通省と十分、意見交換し、国土交通省に対する要望を明確にしていただきたい。

### 《匿名データ部会報告》

北村匿名データ部会長から資料5-3に基づき、住宅・土地統計調査に係る匿名データ作成に係る部会の審議状況について報告された。

### 《国民経済計算体系的整備部会報告》

中村国民経済計算体系的整備部会長代理から資料5-4に基づき、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について報告された。基本計画の答申案に関しては、今後、

基本計画部会に引き継いで審議することとなった。

(6) その他

次回の統計委員会は、12月19日（火）午前10時から開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>